

# 福岡県公報

平成21年12月28日  
第 3 0 5 6 号

## 目 次

告 示 (第1962号 - 第1980号)

道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	1
公共測量の終了	(県土整備総務課)	.....	1
貸金業者の所在の不確知	(中小企業経営金融課)	.....	2
水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定の一部改 正	(河 川 課)	.....	2
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	.....	2
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	.....	2
生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)	.....	3
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	.....	3
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の住所 (所在地) の変更	(保護・援護課)	.....	3
土地収用法に基づく事業の認定	(用 地 課)	.....	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	6
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	6
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	6
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	6
救急病院の名称の変更	(医療指導課)	.....	7
土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	.....	7
土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	.....	10

## 公 告

貸金業者の業務の停止	(中小企業経営金融課)	.....	14
落札者等の公示	(アジア文化交流センター)	.....	15
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	.....	15

## 教育委員会

教科用図書採択地区の変更について	(教育庁義務教育課)	.....	16
------------------	------------	-------	----

## 告 示

福岡県告示第1962号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	直 方 橋 線	前	直方市大字頓野1915番1 先から 同市大字頓野1909番1先 まで	11.3 ~ 11.3	103.0
			後	同上	15.7 ~ 17.0	103.0

福岡県告示第1963号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
飯塚市庄司地域	平成21年12月10日

福岡県告示第1964号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項第1号の規定に基づき、次に掲げる貸金業者の営業所又は事務所の所在地を確知できないことを告示する。

なお、告示の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、同号の規定により、当該貸金業者の登録を取り消すこととする。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
商 原 大輔	福岡市博多区祇園町8番 12号ロータリー大和625 号	福岡県知事 (N1)第08498 号	平成19年6月15日

福岡県告示第1965号

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定（平成18年3月福岡県告示第643号）の一部を次のように改正し、平成22年1月1日から施行する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

「、前原市」を削り、「みやま市」の次に「、糸島市」を加え、「、二丈町、志摩町」を削る。

福岡県告示第1966号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日
宗遠生2	ひぐち耳鼻咽喉科	遠賀郡岡垣町公園通り1丁目1 - 19	21・12・1
京生124	台ヶ原クリニック	京都郡みやこ町豊津台ヶ原2121 - 5	21・12・1
宰生歯38	しんかい歯科クリニック	太宰府市大字坂本1-2-7J - WAVE都府楼2F	21・12・1
飯生歯147	ヒロ歯科クリニック	飯塚市柏の森634-31	21・11・1
京生歯95	さかき歯科医院	京都郡みやこ町豊津359-6	21・11・1
粕生薬133	サンアイ調剤薬局志免店	糟屋郡志免町志免東3丁目208 - 1	21・12・1
朝倉生薬46	ドラッグストア モリ薬 局甘木インター店	朝倉市一木1208-1	21・2・19
朝倉生薬45	そうごう薬局朝倉一木店	朝倉市一木18-28	21・12・1
嘉麻生薬23	ひかり調剤薬局	嘉麻市鴨生94番地29	21・11・2

福岡県告示第1967号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

## 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
像生131	御厨耳鼻咽喉科医院	宗像市田久1090 - 83	21・11・30
福地生169	佐藤内科医院	筑紫郡那珂川町大字片縄北5丁目18番8号	21・10・31
古生歯66	華デンタルクリニック	古賀市花見東1丁目10 - 15	21・5・31
京生歯61	医療法人榊歯科医院	京都郡みやこ町豊津字錦町359 - 6	21・10・31

福岡県告示第1968号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

## 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生285	医療法人ワイ・エム・エス八尋整形外科医院	糟屋郡志免町大字別府135 - 17	糟屋郡志免町大字別府1丁目1番6号	21・10・31
福岡生歯74	徳永歯科医院	筑紫郡那珂川町松木2丁目87 - 88	筑紫郡那珂川町松木2丁目87	1・8・1
宰生薬9	株式会社星薬局太宰府五条店	太宰府市五条3丁目4 - 32	太宰府市五条3丁目4 - 34	21・11・1

筑紫生薬45	アス力調剤薬局	筑紫野市大字針摺342 - 22	筑紫野市針摺西1丁目6 - 8	18・2・27
--------	---------	------------------	-----------------	---------

福岡県告示第1969号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
筑紫生マ19	栗原 賢（株式会社ふれあい在宅マッサージ）	筑紫野市二日市西1丁目13 - 45 - D202	21・11・1
古生マ12	濱崎好彦（在宅マッサージ 楽楽）	古賀市天神4丁目2 - 1セジュール古賀102号	21・11・13
飯生マ36	中野 明（福の神）	飯塚市相田3 - 189	21・12・1
大生柔56	上條宏一（柿園はっぴい整骨院）	大牟田市柿園町1丁目1 - 3柿園ビル2階	21・11・26
筑紫生柔47	大石哲也（大石鍼灸整骨院）	筑紫野市大字若江146 - 1	21・11・1

福岡県告示第1970号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた

場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大生柔38	ショウ整骨院	大牟田市大字田隈250 - 1	大牟田市大字久福木169 - 6	21・9・24
前生柔18	丸山陽介(ウ ィング整骨院 )	前原市高田4丁目3 - 16	前原市高田2丁目18 - 20	21・11・1
前生薬19	岡田恵理香(ウ ィング整骨 院)	前原市高田4丁目3 - 16	前原市高田2丁目18 - 20	21・11・1

福岡県告示第1971号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、  
同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 起業者の名称

みやま市

2 事業の種類

庁舎駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県みやま市瀬高町小川字栗ノ内地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者であるみやま市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、みやま市土地開発基金により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、みやま市が同市瀬高町小川字栗ノ内地内において、みやま市庁舎に隣接する土地を取得して庁舎駐車場の整備を行うものである。

みやま市庁舎においては、自家用車利用による来庁者の増加に伴い、駐車場が不足するようになり、各種申請の受付、会議等の際は、来庁者の利用に支障を来している。

このような駐車場不足の問題は、来庁者に不便をかけているだけでなく、交通上の危険の増大をもたらし、周辺住民の生活環境の障害ともなっている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、来庁者の利便性の向上が図られ、地域住民に対する行政サービスの向上、公共の福祉増進への寄与に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、住民の利便性・安全性、工事の難易度、事業費の面等から3案について検討を行ったうえで、住民の利便性・安全性が高く、造成工事が不要で、事業費が少ないなど、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、来庁者に不便をかけているだけでなく、交通上の危険の増大をもたらし、周辺住民の生活環境の障害ともなっていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## (5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、みやま市から申請のあった庁舎駐車場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

## 5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

みやま市役所（契約検査課）

---

福岡県告示第1972号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成21年12月3日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人 ふくおか湿地保全研究会

## (2) 代表者の氏名

服部 卓朗

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区千早1丁目6番14号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、私たちの財産である自然環境を次世代に継承するために必要な事業を行い、自然環境の保全に寄与することを目的とする。

---

福岡県告示第1973号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成21年12月8日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人ライフサポート・アムリール

## (2) 代表者の氏名

宗田 昌子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目6番23-201号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、商店街の再生と福祉を含めた地域社会の向上を取り入れる新しい商店街の活性化・近代化を目的に、育児・介護における相談室や地域住民や地域事業所が共同で利用できる託児施設、高齢者や福祉のための集会所の設置等を行い、「商店街の活性化と近代化」、「安心して暮らせるまちづくり」に取り組み、不特定多数の利益に寄与することを目的とする。

---

## 福岡県告示第1974号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成21年11月30日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人さんえす

## (2) 代表者の氏名

山下 孝志

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市西区周船寺2丁目18番25 - 201号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、障害者自立支援法に基づく事業や就労支援などを行なうとともに、地域住民に対しても障がい者への理解を促進させるための啓発事業を行なうことで、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1975号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成21年12月3日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人福岡市ボート協会

## (2) 代表者の氏名

川崎 八千雄

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区香椎浜ふ頭2丁目5番2号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡市民に対して、ボート競技を振興して、福岡市民の体力の向上とスポーツ精神を育成することにより、福岡市の文化の向上に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1976号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島郡志摩町大字芥屋字松原94 - 5及び94 - 21並びに字芥屋166 - 5及び166 - 8

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島郡志摩町大字小金丸2164 - 9

柳下 良一

## 福岡県告示第1977号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

（第2工区）京都郡みやこ町勝山箕田字天道332 - 3、332 - 8、332 - 11、333、339

- 1、字三島354 - 13から354 - 17まで及び354 - 20並びにこれらの区域内の道路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡みやこ町勝山上田960番地

みやこ町長 白石 春夫

福岡県告示第1978号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院から名称の変更の届出があったので、次のように告示する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻生 渡

旧名称	新名称	所在地	変更年月日
特定・特別医療法人陽明会 小波瀬病院	社会医療法人陽明会 小波瀬病院	京都郡苅田町大字新津1598	平成21年12月1日

福岡県告示第1979号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大久保1	直方市大字下新入（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
大久保2	直方市大字下新入（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流

大谷1	直方市大字下新入（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
大谷2	直方市大字下新入（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
神崎1-1	直方市大字下新入（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
神崎1-2	直方市大字下新入（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
神崎2	直方市大字下新入、植木（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
下新入1	直方市大字下新入（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
下新入2	直方市大字下新入（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
勝負坂	直方市大字下新入（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
鶴屋敷	直方市大字上新入（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
天井川-1	直方市大字上新入、下新入（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
天井川-2	直方市大字上新入、下新入（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
法花寺川	直方市大字下新入、上新入（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
奥山1	直方市大字上頓野（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
奥山2-1	直方市大字上頓野（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流
奥山2-2	直方市大字上頓野（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流
奥山2-3	直方市大字上頓野（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流

奥山4	直方市大字上頓野（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流
尺岳川 - 1	直方市大字上頓野（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流
尺岳川 - 2	直方市大字上頓野（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流
近津川	直方市大字上頓野（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流
藤田丸	直方市大字上頓野（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流
本谷1	直方市大字上頓野（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流
本谷2	直方市大字上頓野（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流
本谷3	直方市大字上頓野（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流
本谷4	直方市大字上頓野（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流
養生寺	直方市大字上頓野（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流
後山1	直方市大字畑、永満寺（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流
後山2 - 1	直方市大字畑、永満寺（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流
後山2 - 2	直方市大字畑、永満寺（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流
楠木 - 1	直方市大字永満寺（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流
楠木 - 2	直方市大字永満寺（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流
空方川	直方市大字永満寺（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流

宅間1	直方市大字永満寺（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流
宅間2	直方市大字永満寺（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流
鉄砲町	直方市大字永満寺、畑（別紙図面37に示す区域のとおり）	土石流
大久保 - 1	直方市大字下新入（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大久保 - 2 - 1	直方市大字下新入（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大久保 - 2 - 2	直方市大字下新入（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大久保 - 3	直方市大字下新入（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷 - 1	直方市大字下新入（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下新入 - 1	直方市大字下新入（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下新入 - 3 - 1	直方市大字下新入（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下新入 - 3 - 2	直方市大字下新入（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下新入 - 4・下新入 - 2	直方市大字下新入（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
勝負坂 - 1	直方市大字下新入（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原 - 1 - 1	直方市大字下新入（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原 - 1 - 2	直方市大字下新入（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
法花寺	直方市大字下新入（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊



上新入 - 4	直方市大字上新入、下新入（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上新入 - 5	直方市大字上新入（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
五反田	直方市大字植木（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
五反田 - 1	直方市大字植木（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
杉山 - 1	直方市大字植木（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
安入寺・本谷 - 2	直方市大字上頓野（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
安入寺 - 2	直方市大字上頓野（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上組(3) - 1	直方市大字上頓野（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上組(3) - 2・奥山 - 1	直方市大字上頓野（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上組(3) - 3	直方市大字上頓野（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上頓野 - 1	直方市大字上頓野（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
定地	直方市大字上頓野（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吹矢 - 3	直方市大字上頓野（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吹矢組(A)・吹矢 - 2	直方市大字上頓野（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吹矢組(B)	直方市大字上頓野（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吹矢組(C) - 1	直方市大字上頓野（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

吹矢組(C) - 2	直方市大字上頓野（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本谷 - 1	直方市大字上頓野（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
矢吹 - 1 - 1	直方市大字上頓野（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
矢吹 - 1 - 2	直方市大字上頓野（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
矢吹 - 1 - 3	直方市大字上頓野（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
矢吹 - 4	直方市大字上頓野（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
養生寺	直方市大字上頓野（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
養生寺(2)・藤田丸 - 1・藤田丸 - 2	直方市大字上頓野（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
養生寺 - 1	直方市大字上頓野（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柞ノ木 - 3	直方市大字上頓野（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柞ノ木 - 4	直方市大字上頓野、頓野（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新町5区	直方市大字畑（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑	直方市大字畑（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
餅田 - 1	直方市大字畑（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
永満寺 - 1・永満寺 - 2	直方市大字永満寺（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
永満寺 - 3	直方市大字永満寺（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

楠木 - 1	直方市大字永満寺（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
善喜屋敷 - 1	直方市大字永満寺（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宅間	直方市大字永満寺（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
町屋敷 - 1 - 1	直方市大字永満寺（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
町屋敷 - 1 - 2	直方市大字永満寺（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
身老 - 1	直方市大字永満寺（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山田	直方市大字永満寺（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
横町 - 1	直方市大字永満寺（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から90までは、省略し、その図面を福岡県土木整備部砂防課、福岡県直方県土整備事務所及び直方市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1980号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大久保 1	直方市大字下新入（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

大久保 2	直方市大字下新入（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 2 に記載する表のとおり
大谷 1	直方市大字下新入（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 3 に記載する表のとおり
大谷 2	直方市大字下新入（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 4 に記載する表のとおり
神崎 1 - 1	直方市大字下新入（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 5 に記載する表のとおり
神崎 1 - 2	直方市大字下新入（別紙図面 6 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 6 に記載する表のとおり
神崎 2	直方市大字下新入、植木（別紙図面 7 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 7 に記載する表のとおり
下新入 1	直方市大字下新入（別紙図面 8 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 8 に記載する表のとおり
下新入 2	直方市大字下新入（別紙図面 9 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 9 に記載する表のとおり
勝負坂	直方市大字下新入（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
鶴屋敷	直方市大字上新入（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
奥山 1	直方市大字上頓野（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり

奥山2-1	直方市大字上頓野（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
奥山2-2	直方市大字上頓野（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
奥山4	直方市大字上頓野（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
近津川	直方市大字上頓野（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
藤田丸	直方市大字上頓野（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面17に記載する表のとおり
本谷4	直方市大字上頓野（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面18に記載する表のとおり
養生寺	直方市大字上頓野（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面19に記載する表のとおり
後山1	直方市大字畑、永満寺（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面20に記載する表のとおり
後山2-2	直方市大字畑、永満寺（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面21に記載する表のとおり
楠木-1	直方市大字永満寺（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面22に記載する表のとおり
楠木-2	直方市大字永満寺（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面23に記載する表のとおり

空方川	直方市大字永満寺（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面24に記載する表のとおり
宅間2	直方市大字永満寺（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面25に記載する表のとおり
鉄砲町	直方市大字永満寺、畑（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面26に記載する表のとおり
大久保-1	直方市大字下新入（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表のとおり
大久保-2-1	直方市大字下新入（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面28に記載する表のとおり
大久保-2-2	直方市大字下新入（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載する表のとおり
大久保-3	直方市大字下新入（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面30に記載する表のとおり
大谷-1	直方市大字下新入（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面31に記載する表のとおり
下新入-1	直方市大字下新入（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載する表のとおり
下新入-3-1	直方市大字下新入（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載する表のとおり
下新入-3-2	直方市大字下新入（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載する表のとおり

下新入-4・下新入-2	直方市大字下新入（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載する表のとおり
勝負坂-1	直方市大字下新入（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載する表のとおり
原-1-1	直方市大字下新入（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載する表のとおり
原-1-2	直方市大字下新入（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載する表のとおり
法花寺	直方市大字下新入（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載する表のとおり
上新入-4	直方市大字上新入、下新入（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載する表のとおり
上新入-5	直方市大字上新入（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載する表のとおり
五反田	直方市大字植木（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載する表のとおり
五反田-1	直方市大字植木（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載する表のとおり
杉山-1	直方市大字植木（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面44に記載する表のとおり
安入寺・本谷-2	直方市大字上頓野（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面45に記載する表のとおり

安入寺-2	直方市大字上頓野（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面46に記載する表のとおり
上組(3)-1	直方市大字上頓野（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面47に記載する表のとおり
上組(3)-2・奥山-1	直方市大字上頓野（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面48に記載する表のとおり
上組(3)-3	直方市大字上頓野（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面49に記載する表のとおり
上頓野-1	直方市大字上頓野（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面50に記載する表のとおり
定地	直方市大字上頓野（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面51に記載する表のとおり
吹矢-3	直方市大字上頓野（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面52に記載する表のとおり
吹矢組(A)・吹矢-2	直方市大字上頓野（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面53に記載する表のとおり
吹矢組(B)	直方市大字上頓野（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面54に記載する表のとおり
吹矢組(C)-1	直方市大字上頓野（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載する表のとおり
吹矢組(C)-2	直方市大字上頓野（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面56に記載する表のとおり

本谷-1	直方市大字上頓野（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載する表のとおり
矢吹-1-1	直方市大字上頓野（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載する表のとおり
矢吹-1-2	直方市大字上頓野（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面59に記載する表のとおり
矢吹-1-3	直方市大字上頓野（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面60に記載する表のとおり
矢吹-4	直方市大字上頓野（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面61に記載する表のとおり
養生寺	直方市大字上頓野（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面62に記載する表のとおり
養生寺(2)・藤田丸-1・藤田丸-2	直方市大字上頓野（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面63に記載する表のとおり
養生寺-1	直方市大字上頓野（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面64に記載する表のとおり
柞ノ木-3	直方市大字上頓野（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載する表のとおり
柞ノ木-4	直方市大字上頓野、頓野（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面66に記載する表のとおり
新町5区	直方市大字畑（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面67に記載する表のとおり

畑	直方市大字畑（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面68に記載する表のとおり
餅田-1	直方市大字畑（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面69に記載する表のとおり
永満寺-1・永満寺-2	直方市大字永満寺（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面70に記載する表のとおり
永満寺-3	直方市大字永満寺（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面71に記載する表のとおり
楠木-1	直方市大字永満寺（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面72に記載する表のとおり
善喜屋敷-1	直方市大字永満寺（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面73に記載する表のとおり
宅間	直方市大字永満寺（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面74に記載する表のとおり
町屋敷-1-1	直方市大字永満寺（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面75に記載する表のとおり
身老-1	直方市大字永満寺（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面76に記載する表のとおり
山田	直方市大字永満寺（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面77に記載する表のとおり
横町-1	直方市大字永満寺（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面78に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から78までは、省略し、その図面を福岡県土整備部砂防課、福岡県直方県土整備事務所及び直方市役所に備え置いて縦覧に供する。

# 公 告

## 公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
三和商事 三木 啓	田川郡大任町大字 大行事4015番地	福岡県知事 (6)第05136号 平成19年7月15日	平成21年11月20日 貸金業務の全部停止15日間（平成21年11月21日から平成21年12月5日まで）。ただし、弁済の受領に関する業務を除く。	貸金業法第24条の6の4第1項
森北 由人	古賀市舞の里3丁目5-13	福岡県知事 (1)第08506号 平成19年5月15日	同上	同上
アクロス 前田 弘明	福岡市博多区東光寺町1丁目2番2号前田ビル203号	福岡県知事 (1)第08590号 平成20年8月15日	同上	同上
有限会社西成通商 西岡 孝子	大野城市山田3-3-2 2階	福岡県知事 (4)第07118号 平成20年9月16日	同上	同上
有限会社福岡短資 川浪 誠司	福岡市中央区大手門2-1-10 大手門ビル802号	福岡県知事 (3)第07542号 平成19年7月16日	同上	同上

有限会社シーファイナンス 増永 陽子	久留米市荒木町荒木2800-7	福岡県知事 (2)第08191号 平成19年4月15日	平成21年11月21日 貸金業務の全部停止15日間（平成21年11月22日から平成21年12月6日まで）。ただし、弁済の受領に関する業務を除く。	同上
イーエム 原 英治	福岡市博多区比恵町1-18東カン第二キャスタール505	福岡県知事 (3)第07582号 平成19年9月17日	平成21年11月25日 貸金業務の全部停止15日間（平成21年11月26日から平成21年12月10日まで）。ただし、弁済の受領に関する業務を除く。	同上
トラストファイナンス 渡邊 隼人	福岡市東区和白東4丁目24-32	福岡県知事 (1)第08483号 平成19年3月15日	平成21年11月27日 貸金業務の全部停止15日間（平成21年11月28日から平成21年12月12日まで）。ただし、弁済の受領に関する業務を除く。	同上
テン興業 宮崎 白良	北九州市小倉北区下富野5-14-8	福岡県知事 (3)第07593号 平成19年9月17日	平成21年11月29日 貸金業務の全部停止15日間（平成21年11月30日から平成21年12月14日まで）。ただし、弁済の受領に関する業務を除く。	同上
有限会社大和 大山 導秀	北九州市八幡西区熊西1-6-2	福岡県知事 (N5)第05937号 平成19年6月15日	同上	同上

キャッシングウ ォーカー・ドッ トコム株式会社 (キャレント) 上村 有次郎	福岡市中央区港 1 - 6 - 6 D-WING ・ BAYTOWER23 F	福岡県知事 (2)第08168号 平成19年 2月16日	平成21年12月 1日 貸金業務の全部停 止15日間 (平成21 年12月 2日から平 成21年12月16日ま で)。ただし、弁 済の受領に関する 業務を除く。	同 上
--	--	------------------------------------	---	-----

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 落札に係る物品の名称及び数量

- ・ネットワークスイッチ (スイッチングハブ) 45台
- ・ファイアーウォール 2台
- ・サーバ機器 8台
- ・パソコン 105台
- ・その他関連機器 一式
- ・関連ソフトウェア 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県立アジア文化交流センター

## (2) 所在地

福岡県太宰府市石坂 4 - 7 - 2

## 3 落札者を決定した日

平成21年10月20日

## 4 落札者の氏名及び住所

## (1) 氏名

西日本電信電話株式会社

## (2) 住所

福岡市博多区博多駅東 3 丁目 2 番28号

## 5 落札金額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

85,812,300円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告日

平成21年 9 月 9 日

## 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例 (平成14年福岡県条例第80号) 第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成21年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 処分を受けた事業者

## (1) 名称

ブラザー商会株式会社

## (2) 所在地

福岡県糸島郡二丈町大字松末字六石1088番 1

## (3) 代表者

代表取締役 董 志强

## 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

## 3 処分の年月日

平成21年12月11日

## 4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号口の規定

に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号二の規定に該当して法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため

## 教育委員会

福岡県教育委員会告示第12号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条第1項の規定に基づき教科用図書採択地区を設定したので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、平成22年1月1日から施行する。

教科用図書採択地区（平成19年1月福岡県教育委員会告示第1号）は、平成21年12月31日限り廃止する。

平成21年12月28日

福岡県教育委員会

### 1 平成22年1月1日から平成22年1月31日までの教科用図書採択地区

教科用図書採択地区名	地 域 名
第一地区	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡（那珂川町）
第二地区	古賀市、糟屋郡（宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）
第三地区	宗像市、福津市
第四地区	糸島市
第五地区	宮若市、直方市、鞍手郡（小竹町、鞍手町）
第六地区	中間市、遠賀郡（芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）
第七地区	久留米市
第八地区	朝倉市、小郡市、うきは市、朝倉郡（筑前町、東峰村）、三井郡（大刀洗町）
第九地区	大牟田市、柳川市、大川市、みやま市、三潞郡（大木町）
第十地区	八女市、筑後市、八女郡（黒木町、立花町、広川町、矢部村、星野村）
第十一地区	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡（桂川町）

第十二地区	田川市、田川郡（香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町）
第十三地区	行橋市、京都郡（苅田町、みやこ町）
第十四地区	豊前市、築上郡（吉富町、上毛町、築上町）
第十五地区	北九州市
第十六地区	福岡市

### 2 平成22年2月1日以降の教科用図書採択地区

教科用図書採択地区名	地 域 名
第一地区	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡（那珂川町）
第二地区	古賀市、糟屋郡（宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）
第三地区	宗像市、福津市
第四地区	糸島市
第五地区	宮若市、直方市、鞍手郡（小竹町、鞍手町）
第六地区	中間市、遠賀郡（芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）
第七地区	久留米市
第八地区	朝倉市、小郡市、うきは市、朝倉郡（筑前町、東峰村）、三井郡（大刀洗町）
第九地区	大牟田市、柳川市、大川市、みやま市、三潞郡（大木町）
第十地区	八女市、筑後市、八女郡（広川町）
第十一地区	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡（桂川町）
第十二地区	田川市、田川郡（香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町）
第十三地区	行橋市、京都郡（苅田町、みやこ町）
第十四地区	豊前市、築上郡（吉富町、上毛町、築上町）
第十五地区	北九州市
第十六地区	福岡市